

秋田県公立高等学校等学び直し支援金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校等を退学後、再び秋田県に所在する公立の高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後に支給する秋田県公立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 学び直し支援金の対象となる者は、秋田県に所在する公立の高等学校等（法第2条に規定する高等学校等という。ただし特別支援学校の高等部を除く。）に在籍し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（なお、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については本号は適用しないものとする。）
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金の支給の対象者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制・通信制は24月）以上受けていない者
- (7) 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得要件に該当しない者）

(申請)

第3条 学び直し支援金を受けようとする者は、受給資格認定申請書（様式1）に、省令第3条第1項に規定する保護者等の課税証明書等を添付して、申請するものとする。

- 2 申請は在籍する高等学校等を経由するものとし、学校長は認定申請者一覧（様式2）を作成し、受給資格認定申請書等を添えて提出するものとする。

(認定及び不認定)

第4条 前条の規定による申請書等の提出があったときは、当該申請を審査し、認定又は不認定の決定を行い、審査結果を資格認定通知(様式3)及び支給決定(予定)者一覧(様式25)により学校長あて通知するものとし、学校長は申請者に対して、資格認定通知(様式4)及び支給決定(予定)通知書(様式26)、または資格不認定通知(様式5)により通知するものとする。

(学び直し支援金の支給)

第5条 第4条の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に対し、学び直し支援金を支給する。

2 学び直し支援金の支給は、受給権者が第4条の認定の申請をした日の属する月(受給権者がその月の初日において在学していないときは、その翌月。ただし、第一学年当初の入学者については、入学した月の一日から在籍していることとする)から、当該学び直し支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月とする。

(支給額)

第6条 学び直し支援金の支給額は、法第5条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額とする。

2 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料又は通信制受講料(以下「授業料等」という。)の額を定める場合の支給限度額は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。)第3条の支給限度額と同じ額とする。

(支給期間)

第7条 学び直し支援金の支給期間は、12月(定時制・通信制は24月)までとする。

(代理受領等)

第8条 学校長(県立高等学校以外の場合は、支給対象高等学校の設置者)は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

(収入状況の届出等)

第9条 受給権者は、別に定める期日までに、収入状況届出書(様式10)に課税証明書等を添付して、在籍する高等学校等を経由して提出しなければならない。学校長は収入状況届出者一覧(様式11)を作成し、収入状況届出書等を添えて提出するものとする。ただし、第12条第1項の規定により学び直し支援金の支給が停止されている受給権者を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を速やかに提出しなければならない。

3 前2項の規定による届出があったときは、収入状況を審査し、継続支給又は不支給の

決定を行い、審査結果を収入状況審査結果通知（様式12）及び変更支給決定（予定）者一覧（様式27）、資格消滅通知（様式7）により学校長あて通知するものとし、学校長は当該受給権者に対して、継続支給の場合は変更支給決定（予定）通知書（様式28）、不支給の場合は資格消滅通知（様式9）により通知するものとする。

- 4 学校長は、受給権者の氏名に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

（支給の一時差止め）

第10条 受給権者が、正当な理由がなく前条第1項の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の支給を一時差止めることができ、支払差止通知（様式13）により学校長あて通知するものとし、学校長は当該受給権者に対して、支払差止通知（様式14）により通知するものとする。

（支給事由消滅の届出及び通知）

第11条 受給権者に係る学び直し支援金の支給を受ける事由が消滅したときは（当該受給権者が卒業、又は修了したときを除く。次項において同じ。）、事由が消滅した翌月（事由の消滅が月の初日である場合は当該月）から学び直し支援金は支給しない。

- 2 学校長は当該受給権者に係る学び直し支援金の支給を受ける事由が消滅したときは（第9条第3項によるものを除く。次項において同じ。）、資格消滅者一覧（様式6）を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定による資格消滅者一覧の提出があったときは、資格消滅通知（様式7）により学校長あて通知するものとし、学校長は当該受給権者に対して資格消滅通知（様式8）により通知するものとする。

（支給の停止等）

第12条 受給権者が学び直し支援金の支給を停止する場合は、支給停止申出書（様式15）を在籍する高等学校等を経由して提出しなければならない。学校長は支給停止申出者一覧（様式16）を作成し、申出書等を添えて提出するものとする。

- 2 前項の規定による申出の提出があったときは、支給停止者一覧（様式17）により学校長あて通知するものとし、学校長は当該受給権者に対して支給停止通知（様式18）により通知するものとする。
- 3 第1項の申出をした受給権者が学び直し支援金の支給を再開する場合は、支給再開申出書（様式19）と収入状況届出書に課税証明書等を添付して提出しなければならない。ただし、既に収入状況届出書等を提出している場合にあつては、当該申出書のみを提出すれば足りる。学校長は支給再開申出者一覧（様式20）を作成し、支給再開申出書等を添えて提出するものとする。
- 4 前項の規定による申出の提出があったときは、支給再開者一覧（様式21）により学校長あて通知するものとし、学校長は当該受給権者に対して支給再開通知（様式22）により通知するものとする。
- 5 第1項の支給を停止する期間は、申出をした日の属する月の翌月（申出をした日が月の初日である場合は当該月）から第3項による再開の申出をした日の属する月（申出を

した日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月。)までの間とする。

6 第1項の規定により、学び直し支援金の支給が停止された月は、第7条の期間には含まないものとする。

(支給実績証明書)

第13条 受給権者又は受給権者であった者から、支給実績証明書申請書(様式23)が提出された場合には、支給実績証明書(様式24)を発行しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(令和2年4月1日一部改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第2条(6)(7)及び第7条の規定は、令和2年7月1日から適用する。